

市南部地域における水道水の濁りに係る水道料金減免等の事後対応について

主催	加古川市上下水道局
場所	平岡町・別府町・野口町・尾上町・加古川町の一部
内容	<p>1 事故概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年11月17日(水)午前10時30分頃 (11月19日(金)の朝に濁りは概ね解消)</p> <p>(2) 事故発生場所 福留配水池(加古川市神野町福留209-4)</p> <p>(3) 影響地域 福留配水池からの供給区域(低区配水区)</p> <p>2 事故原因</p> <p>福留配水池の耐震化更新工事において、工事業者が電気設備の切り替え作業中に地震検知用信号ケーブルをショートさせたことにより、地震検知回路が誤作動し、配水管につながる流出弁が閉鎖したことに加え、当該工事業者が約30分後に閉鎖に気づき流出弁を急激に開けたことによる水の勢いで、水道管内のさびなどの付着物がはがれ、水道水が濁ったもの。</p> <p>3 事後対応</p> <p>(1) 水道料金・下水道使用料の放流量分の減免(約82,000件)</p> <p>【対象】 福留配水池から供給している区域 加古川町、野口町、平岡町・・・加古川バイパス以南 ※加古川バイパス以北も一部含みます。 (平岡町土山は全域・平岡町高畑・新在家の一部等) 尾上町、別府町・・・・・・・・・・全域</p> <p>【内容】 一律1m³分を減免(令和4年2月又は3月検針分) ※1m³を超える場合は申し出により、確認・認定します。 (放流量が1m³以内の場合は、申し出は不要です。) ※放流量と合わせた使用水量が基本料金内 (10m³/2ヶ月)の場合は基本料金となります。</p> <p>(2) 濁り水に起因する損害への対応</p> <p>【対象】 濁り水に起因して損害があった使用者等</p> <p>【内容】 受水槽、給湯器等の機器類の損害及び店舗等の営業に係る損害</p> <p>【方法】 対応窓口への問合せにより個別に対応します。</p> <p>(3) 対応窓口</p> <p>【開設期間】 令和3年12月9日～令和4年1月31日 (12/29～1/3、土・日・祝日は休み)</p> <p>【受付時間】 9時～18時</p> <p>【所在地】 上下水道局 施設課内</p> <p>【連絡先】 電話番号 079-427-9326</p> <p>4 周知方法</p> <p>(1) 市ホームページ等に事後対応について掲載(12月9日～)します。</p> <p>(2) 福留配水池からの供給区域の全世帯へ文書を配布します。 (広報かこがわ1月号と合わせ配布)</p> <p>(初めて ・ 恒例 ・ 3回目)</p>

対象（参加者）	
定員	
参加費	
申込先・方法	

目的・背景 その他	
--------------	--

市ホームページ	掲載済み ・ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定（12月9日） ・ 掲載しない
広報かがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない



加古川市上下水道局 経営管理課（担当：名生・中川）
☎079-427-9317（内線4110、4111）